

1 N, N-ジメチルプロパン-1, 3-ジイルジアミン案件を踏まえた対応状況について

2  
3 令和2年1月

4  
5 昨年9月開催の三省合同審議会において、N, N-ジメチルプロパン-1, 3-ジ  
6 ルジアミンに係る審議<sup>1</sup>を行った際に、対応を行うこととした以下の3つの事項につ  
7 て状況報告を行う。

8  
9 **1. 用途確認状況について**

10  
11 評価Ⅱに進んでいる物質の中で、スクリーニング評価及び評価Ⅰのいずれの段階  
12 においても用途確認を行っていない、以下の物質について優先評価化学物質に指定  
13 した時点の年度まで遡って確認すべく用途確認を行った。その結果、届け出られた用  
14 途情報が適切でなく用途が変更されたケースが一部あったものの、有害性クラス及  
15 び用途変更後の暴露クラスによる優先度には変更はなく、優先評価化学物質相当の  
16 判定は妥当であったことが確認できたことから、これらの物質についても引き続き評  
17 価Ⅱを進めていくこととする。

18

| 優先通し<br>番号 | 優先評価化学物質名称  |
|------------|---|
| 164        | アルカン-1-アミン(C=8, 10, 12, 14, 16, 18、直鎖型)、(Z)-オクタデカ-9-<br>-エン-1-アミン又は(9Z, 12Z)-オクタデカ-9, 12-ジエン-1-アミン  |
| 166        | ヘキサデシル(トリメチル)アンモニウム塩  |
| 171        | アルカノール(C=10~16)(C=11~14のいずれかを含むものに限る。)  |
| 172        | 飽和脂肪酸(C=8~18、直鎖型)のナトリウム塩又は不飽和脂肪酸(C=16~<br>18、直鎖型)のナトリウム塩  |
| 173        | N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)アルカンアミド(C=8, 10, 12, 14, 16, 18、直<br>鎖型)、(Z)-N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9-エンアミド又は<br>(9Z, 12Z)-N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9, 12-ジエンアミド |
| 192        | シアン化ナトリウム   |

19  
20 なお、今年度のスクリーニング評価段階における用途確認は既に実施済みであり、  
21 加えて、評価Ⅰ段階における用途確認にも既に着手している。また、来年度以降も同  
22 様の確認を行っていく。

23  
<sup>1</sup> [https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anken\\_taisaku/pdf/r03\\_02\\_02\\_01.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anken_taisaku/pdf/r03_02_02_01.pdf)

## 2. 評価Ⅱに向けた作業スケジュールの検討状況について

これまで、評価Ⅱ 審議予定年度の前年度までに各省において届出情報、物化性状、有害性情報等を収集・確定することを目標に作業を進めてきたが、具体的な作業工程管理は各省が行い、三省間で十分に共有がなされていなかった。

例えば、有害性情報の収集・整理や評価書の作成には2年間程度の時間をかけて行われるが、届出情報の事業者への確認については最新の情報を反映するために審議予定年度の前年度後期に実施している点についても共有されていなかった。その結果、N, N-ジメチルプロパン-1, 3-ジイルジアミン案件において、最新の届出情報の確認時に優先評価化学物質相当とはならないことが判明し、既に取り組まれていた有害性情報の収集・整理や評価書の作成等が中断され、その時点までに得られている情報を取りまとめたもので審議することとなった。

今後は、三省で合理的・効率的になるよう検討した標準的な作業スケジュールをもとに、各省の作業スケジュールとその進捗状況を三省間で適宜共有し、それを踏まえお互いのスケジュールを随時調整しつつ、三省で作業工程管理を行うことで、合理的・効率的にリスク評価を進めていくこととした。また、作業進捗状況を踏まえ、必要に応じて、評価Ⅱスケジュールの見直しを行っていくこととした。

## 3. 届出に関するホームページの充実策について

届出書により正確な用途情報を記載いただけるよう、経済産業省ホームページで届出記載要領<sup>1</sup>やQ&A<sup>2</sup>等を公表しているページの充実を図る。具体的には、これまで誤りの多かった事例やリスク評価における用途情報の重要性を示すなどして、新たな届出を行う事業者のみならず、例年同じ化学物質の届出を行う事業者も対象として、届出を正確に行ってもらうための注意喚起を行う。

また、独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページで用途分類関連の情報を公表しているページ<sup>3</sup>についても、用途に特化した Q&A 等を追加するなど、記載内容の充実を図る。

加えて、スクリーニング評価、評価Ⅰ及び評価Ⅱの各段階において事業者による用途確認を行う際は、届出情報の正確性向上に資するよう、各ホームページの記載も紹介しつつ、きめ細やかな対応を行う。

<sup>1</sup> [https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/ippantou/manual\\_2019FY\\_190416.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/ippantou/manual_2019FY_190416.pdf)

<sup>2</sup> [https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/todoke/19info/qa\\_t190329.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/todoke/19info/qa_t190329.pdf)

<sup>3</sup> 用途分類方法について: <https://www.nite.go.jp/chem/risk/yotonituite.pdf>

用途分類の選択フロー: <https://www.nite.go.jp/chem/risk/flow.pdf>

用途分類の選択索引: <https://www.nite.go.jp/chem/risk/sakuin.pdf>

用途分類解説資料: <https://www.nite.go.jp/chem/risk/yotokaisetsu.pdf>